

件名：新聞記事クリッピング業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

# 新聞記事クリッピング業務仕様書

## 1 業務の目的

農林水産省に関連する新聞情報を速やかに執務に反映させるため、各新聞紙の記事を円滑かつ的確にクリッピング・整理し、情報提供する業務である。

## 2 業務期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 3 業務内容

- (1) 受注者は担当職員等の指示に基づき、参考に示しているような農林水産省の施策等に関する新聞記事のクリッピング業務を行うものとする。
- (2) 業務期間内に発行される新聞に掲載された農林水産省に係る記事（別紙1参照）全てを、関係項目ごとにまとめ、B4台紙に貼り付けること。  
記事のクリッピング・貼り付け・編集方法は、別紙2のとおり。
- (3) B4台紙からA4サイズへの縮小コピーを1部作成すること。
- (4) 業務の成果品の届出日は、別紙3のとおり。ただし、別途担当者から届出日の変更について指示がある場合はそれに従うものとする。

## 4 対象とする新聞

朝日新聞(朝刊、夕刊)、毎日新聞(朝刊、夕刊)、読売新聞(朝刊、夕刊)、日本経済新聞(朝刊、夕刊)、産経新聞(朝刊)、東京新聞(朝刊、夕刊)、日本農業新聞(朝刊)

なお、夕刊については土曜日分のみ次の成果品の届出日に持参することとし、平日分については必要ない。

また、新聞の版数は、農林水産省に届けられる版と同じとする。

## 5 成果品届出時間及び届出場所

記事を貼り付けたB4台紙及びA4コピー各1部を、日毎・朝夕刊毎にクリップ綴じし、午前6時30分までに農林水産省大臣官房総務課報道室に届けること。届出時間については6時30分を中心に前後15分（6時15分～6時45分）の間には必ず届けるものとする。ただし、別途担当者から届出時間について指示がある場合にはそれに従うものとする。

## 6 その他

- (1) 受注者は月に数回程度、担当職員等と面談を行い、クリッピングに対する指示・指導等を受け、それに従って作業を実施する。
- (2) 担当職員から別途指示があった場合には、その指示に従って作業を実施するものとする。
- (3) 業務上不明な事項が生じたときは、担当職員との協議の上、業務を実施するものとする。